

青森県立三本木農業高等学校  
牛舎内生徒負傷事故  
検証結果中間報告書

青森県立三本木農業高等学校事故調査委員会

令和5年3月

## 目 次

1	はじめに	1
2	青森県立三本木農業高等学校事故調査委員会について	
(1)	設置目的	2
(2)	委員	2
(3)	開催日及び場所	2
(4)	調査・検証方法	3
(5)	本報告書の記載について	3
3	本件事故の概要及び本委員会による検証	
(1)	本件事故の概要	5
(2)	本件事故の背景	5
(3)	本委員会による検証	9
(4)	本委員会の検証結果（中間報告）	10
	課題1 牛の管理・取扱い	10
	課題2 実習に起因する事故の抑止（リスクマネジメント）	12
	課題3 実習における教職員による取組	15
	課題4 生徒に対する安全に関する指導	16
	課題5 平時及び事故当日の実習の指導体制	18
	課題6 当該校の組織的な危機管理体制	21
4	最終報告に向けて	23

## 1 はじめに

本報告書は、令和3年12月27日（月）、青森県立三本木農業高等学校（以下「当該校」という。）の肉牛舎において、牛の飼養管理実習中に生徒が負傷した重大事故（以下「本件事故」という。）について、事故の経過を正確に把握し、その原因を分析することで、実習中の事故を防止できなかった学校の管理上の問題を解明し、事故の再発防止に資することを目的とした「青森県立三本木農業高等学校事故調査委員会」（以下「本委員会」という。）による検証に関する中間報告をまとめたものである。

本件事故は、当該校の動物科学科に在籍し、産業動物を専攻している生徒を対象に冬季休業中に実施された飼養管理実習において発生した。現在も、生徒が負傷に至った場面及び事故要因については、警察による捜査等が進められているところであり、事実として認定されていない状況にある。

このため、本委員会では、警察の捜査等による事実認定に備える一方で、肉牛舎内で「威嚇と思われる体勢の牛と生徒が至近距離で接近する」という緊急事態を発生させた背景に、「牛の飼養管理実習を管理・運営する農場部の安全管理に問題がなかったのか」という視点で検証し、管理職をリーダーとした当該校の危機管理体制に端を発する農場での安全管理の実態について検証してきた。

本委員会ではこのような背景を鑑み、本委員会がこれまでに明らかにした事故の発生要因等を公開するものである。なお、最終報告書では、警察の捜査等による事実認定を含めた全容及び再発防止策を公表する方針である。

令和5年3月28日

青森県立三本木農業高等学校事故調査委員会  
委員長 大泉 常長

## 2 青森県立三本木農業高等学校事故調査委員会について

### (1) 設置目的

本委員会は、本件事故の経過を正確に把握し、その原因を分析することで、実習中の事故を防止できなかった学校の管理上の問題を解明し、事故の再発防止に資することを目的としている。

なお、責任追及や処罰等を目的としたものではないことを申し添えておく。

### (2) 委員

(◎…委員長、○…副委員長)

分野	推薦依頼先	所属・氏名
学識経験者 (危機管理)	青森中央学院大学	経営法学部 教授 ◎大泉 常長 (おおいずみ つねなが)
学識経験者 (和牛の生態)	北里大学	獣医学部 准教授 鍋西 久 (なべにし ひさし)
学識経験者 (和牛の飼養管理)	独立行政法人 家畜改良センター奥羽牧場	業務課 種牛係長 遠藤 剛 (えんどう ごう)
医師	公益社団法人青森県医師会	ひでかず胃腸科内科 院長 鈴木 秀和 (すずき ひでかず)
弁護士	青森県弁護士会	小野・清水共同法律事務所 弁護士 ○清水 和秀 (しみず かずし)
P T Aの代表	青森県高等学校P T A連合会	青森東高等学校 P T A会長 藤 公晴 (とう きみはる)

### (3) 開催日及び場所

#### ○第1回事故調査委員会

令和4年6月28日(火) 青森県庁内 会議室

#### ○第2回事故調査委員会

令和4年9月20日(火) 青森県庁内 会議室

#### ○第3回事故調査委員会

令和4年11月30日(水) 青森県観光物産館内 会議室

#### ○第4回事故調査委員会

令和4年12月26日(月) 青森県観光物産館内 会議室

- 第5回事故調査委員会  
令和5年2月1日（水） 青森県観光物産館内 会議室
- 第6回事故調査委員会  
令和5年3月8日（水） 青森県観光物産館内 会議室

#### （4）調査・検証方法

本件事故発生時の状況については、当該校において事故発生の翌日から基本調査が行われ、令和4年2月21日付けで県教育委員会に事故報告書が提出された。

本委員会においては、当該校から提出された事故報告書を基に本件事故の状況を確認した。併せて、本委員会では現地調査を実施し、確認を進める中で追加の調査が必要な事項があった場合には、当該校関係者へのヒアリングの実施や当該校への書面による質疑などにより、直接回答を得ながら本件事故の検証に当たっている。

これまでに実施した追加の調査の実施状況は以下のとおりである。

- 現地調査及び当該校関係者ヒアリング等  
令和4年9月7日（水）
  - 関係者ヒアリング  
令和5年1月16日（月）
  - 生徒アンケート調査1回目（動物科学科3年生※対象）  
令和5年1月17日（火）
  - 関係者ヒアリング  
令和5年2月15日（水）
  - 生徒アンケート調査2回目（動物科学科3年生※対象）  
令和5年2月16日（木）
  - 関係者ヒアリング  
令和5年3月15日（水）
- ※ 当該生徒と同じ学級の生徒

#### （5）本報告書の記載について

##### ① 被害生徒の負傷場面の検証

生徒が負傷に至った場面については、本報告書の作成時点で警察による捜査等が進められている状況であり、本委員会において生徒が負傷に至った場面を検証することは難しいと判断した。そのため、本委員会では、今後の捜査等の結果を踏まえた上で、生徒が負傷に至った場面における問題点を検証し、最終報告に盛り込むこととした。

## ② 調査結果の整理

調査結果の整理について、本報告書では表 1 のとおり表記する。

表 1 調査結果の整理と本報告書における表記

内容	表記
令和 4 年 2 月 2 1 日付けで当該校から県教育委員会に提出された事故報告書から確認した事実	当該校の基本調査
本委員会による調査によって確認した事実	本委員会の調査
各調査で確認した事実を基に本委員会で検討した結果認められた問題点	抽出した問題点
抽出した問題点に対して本委員会で検討した内容	本委員会の認識

## ③ 文末の表現

事実の確かさについて、本報告書では表 2 のとおり表記する。

表 2 事実の確かさと本報告書における文末の表現

事実の確かさ	文末の表現
断定する場合	～である
可能性が高い場合	～の可能性が高い
可能性がある場合	～の可能性はある
明らかにできなかった場合	～を明らかにすることはできなかった

### 3 本件事故の概要及び本委員会による検証

#### (1) 本件事故の概要

[当該校の基本調査]

令和3年12月27日(月)午前10時20分頃、当該校において、動物科学科産業動物専攻の生徒による牛の飼養管理実習中に、同校2学年(当時)の男子生徒(以下「当該生徒」という。)が肉牛舎第6牛房内で1人で清掃作業をしていたところ、当該生徒が頭部を負傷して倒れており、その後、救急搬送された。

なお、当該生徒が負傷する直前、牛が頭を低くし、威嚇と思われる体勢で当該生徒の至近距離にいる状況にあった。

#### (2) 本件事故の背景

##### ① 実習の概要

[当該校の基本調査]

- ・ 実習は午前8時45分開始、午前11時45分終了の予定であった。
- ・ 動物科学科が作成した実習計画では、当日は9名の生徒が出席する予定であった。
- ・ 当日の実習の内容は、牛の飼養管理(清掃・餌やり等)のほか、牛の体重測定を行う予定であった。
- ・ 当日の事故発生までの実習の経過は、表3のとおりである。

表3 事故発生までの実習の経過

時刻	経過
8:45	生徒集合 ※ 積雪の影響により、生徒4名が集合時刻に間に合わなかった。 既に出校している生徒で牛舎周辺の除雪作業を行う。
9:10	生徒9名全員が揃う。
9:20	乳牛舎での実習を開始する。
10:10	乳牛舎での実習が終わり、肉牛舎へ移動する。 ※ 肉牛舎へ職員1名と当該生徒を含む生徒7名、肉牛舎別棟へ職員1名と生徒2名が移動した。
10:20	肉牛舎での実習を開始 (肉牛舎移動後に生徒が行った作業内容) <ul style="list-style-type: none"><li>・ 牛房の窓及び扉の開放(換気)                      ・ 牛舎周辺の除雪</li><li>・ 牛房内の除糞作業 (←この作業中に事故が発生)</li></ul>

[本委員会の調査]

- 当日の牛の飼養管理実習では、実習助手2名で指導に当たっていた。本件事故が発生した肉牛舎では、そのうち実習助手1名が指導に当たっていた。
- そのほか、技能技師1名、技能業務員1名が牛舎施設周辺で作業していた。

## ② 発生場所

[当該校の基本調査]

- 牛舎施設の配置図は図1のとおりである。
- 肉牛舎内の平面図は図2のとおりである。
- 肉牛舎内は、鉄柵で囲われた「牛房」と呼ばれる6つの空間が設けられている。牛房は幅4m×奥行き4.5mの広さであり、高さ1.7mの鉄柵で仕切られている。
- 肉牛舎内には、除糞作業の際に出された糞や糞を牛舎外の堆肥小屋まで運ぶためのベルトコンベア（バークリーナー）が設置されている。
- 当時、第6牛房内には23か月齢、体重約600kgのオス牛2頭が入っていた。2頭とも角があり、去勢済みであった。

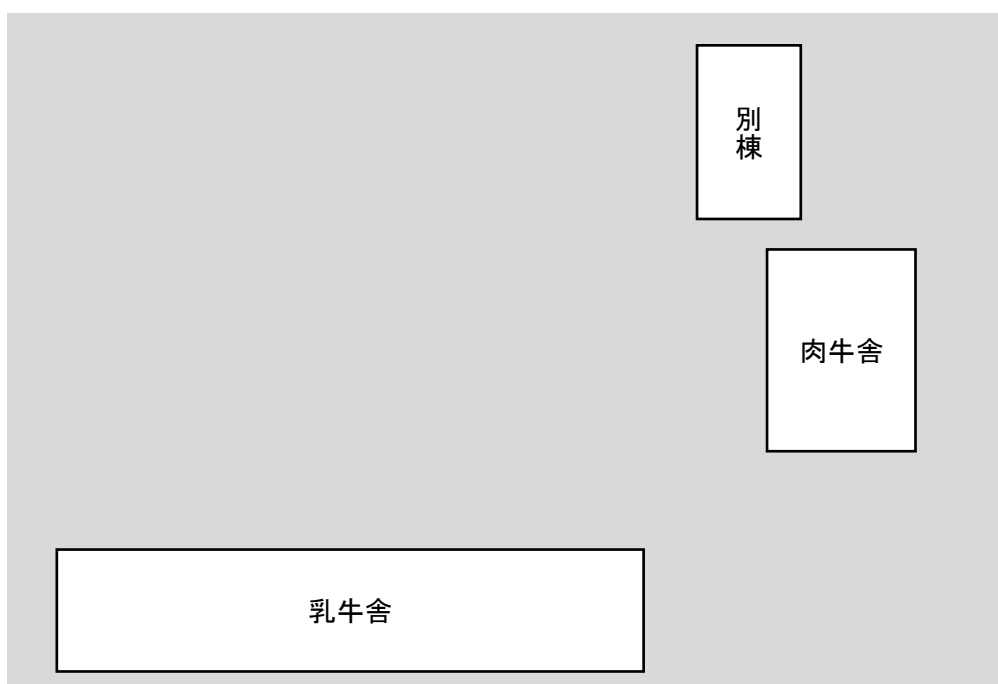


図1 牛舎施設配置図



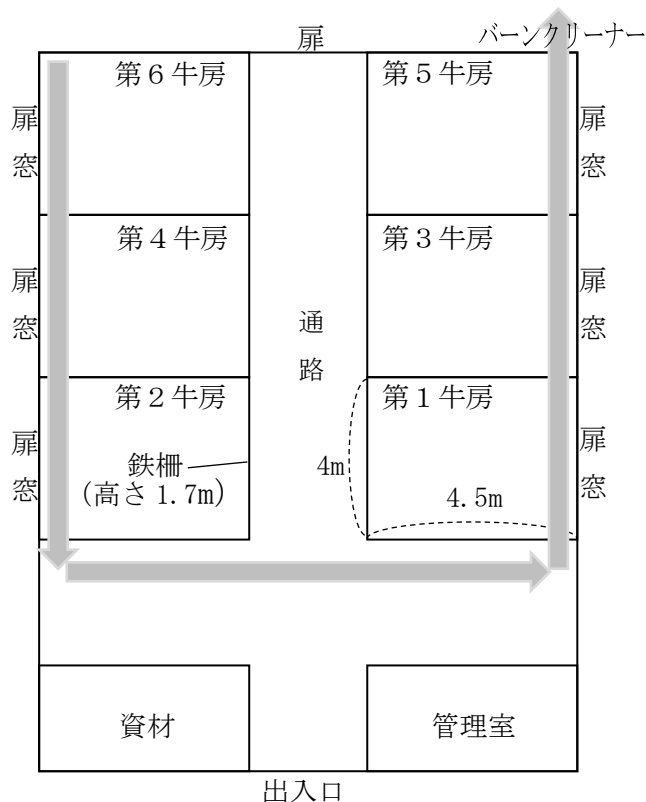


図2 肉牛舎内平面図

### ③ 実習の実施状況

[本委員会の調査]

- ・ 動物科学科（産業動物専攻）では、農業科目の時間数の50%以上を実習に充てるようにしており、2学年では、科目「畜産」及び「課題研究」において、週4～6時間の実習を行っていた。
- ・ 実習では、牛を健康に育て、「自分たちが育てた牛」という意識を生徒に身に付けさせることを目的に、年間を通して牛の飼養管理実習を実施することとしており、夏季休業中及び冬季休業中にも科目「総合実習」を設定している。

### ④ 肉牛の飼養管理実習の内容

[当該校の基本調査]

- ・ 肉牛舎の実習について、1学年では牛への餌やり及び牛房外の環境整備、2学年からは牛のブラッシング、牛房の堆肥上げ（除糞作業）など牛房内での作業を実施している。
- ・ 1か月に1回程度、牛の体重測定を行っている。

⑤ 当該校の学校運営組織

[当該校の基本調査]

- 当該校の令和3年度（事故発生当時）の学校運営組織（校務分掌）は以下のとおりである。

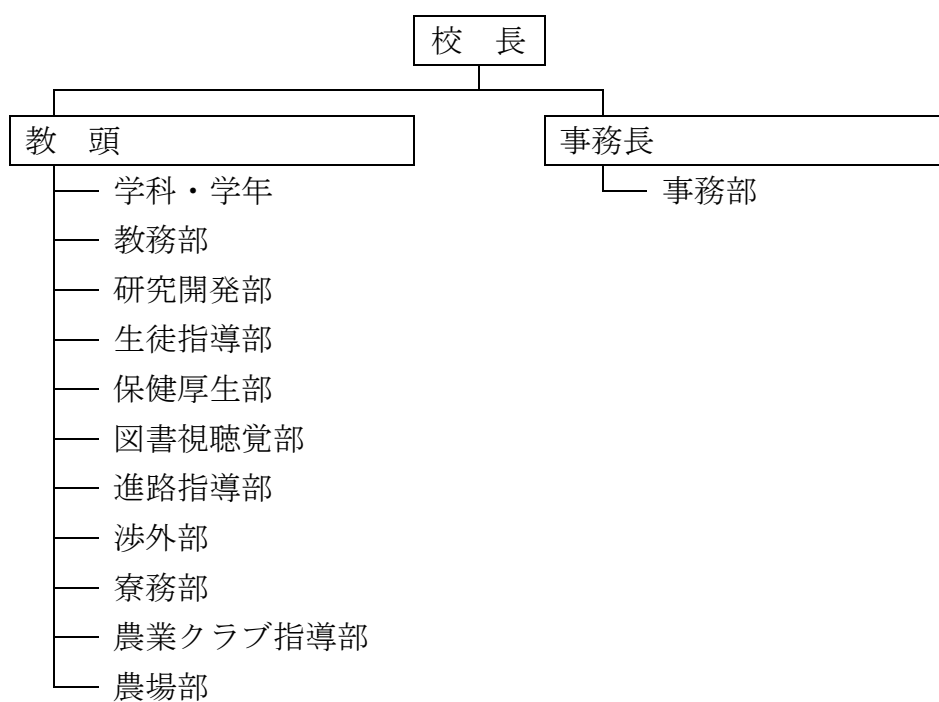


図3 令和3年度校務分掌図

### (3) 本委員会による検証

本委員会では、今後の警察の捜査等による事実認定に備える一方、牛房内で「牛が頭を低くし、威嚇と思われる体勢で当該生徒の至近距離にいる状況」という緊急事態を発生させた背景に、「牛の飼養管理実習を管理・運営する農場部の安全管理に問題がなかったのか」という視点で検証することとし、次に掲げるA～Cの3つの観点から、管理職をリーダーとした当該校の危機管理体制に端を発する農場での安全管理の実態について検証することとし、A～Cの各観点について、各2項目、計6項目の課題を設定した。

次頁以降において、各課題に対して抽出した問題点及び本委員会の認識について記述するが、本件事故の問題点の総括については、警察の捜査等による事実認定も踏まえ、最終報告書に盛り込むこととする。

#### A 牛の管理及びリスクマネジメントが適切に実施されていたか

##### 課題1 牛の管理・取扱い

- ① 牛房内の飼養管理実習における牛の取扱い

##### 課題2 実習に起因する事故の抑止（リスクマネジメント）

- ① 牛の管理上発生したリスクの共有（事故以前の威嚇情報の共有）
- ② ヒヤリハット事例等の情報収集等

#### B 安全対策や安全教育が適切に実施されていたか

##### 課題3 実習における教職員による取組

- ① マニュアルに基づく安全対策

##### 課題4 生徒に対する安全に関する指導

- ① 実習時の安全に関する指導内容

#### C 教職員の指導体制及びガバナンス（校務分掌）が十分だったか

##### 課題5 平時及び事故当日の実習の指導体制

- ① 教職員の指導の体制
- ② 生徒の実習の体制

##### 課題6 当該校の組織的な危機管理体制

- ① 危機管理マニュアルの理解
- ② 管理職による農場部に対する安全に関する指導の徹底

#### (4) 本委員会の検証結果（中間報告）

##### A 牛の管理及びリスクマネジメントが適切に実施されていたか

###### 課題1 牛の管理・取扱い

###### ① 牛房内の飼養管理実習における牛の取扱い

[当該校の基本調査]

- ・ 牛房は幅4m×奥行き4.5mの広さであり、高さ1.7mの鉄柵で仕切られている。
- ・ 当時、第6牛房内には23か月齢、体重約600kgのオス牛2頭が入っていた。2頭とも角があり、去勢済みであった。

[本委員会の調査]

- ・ 当該校では、牛房内での実習時に牛を繋いでおらず、また、作業時に牛を牛房から出すこともなかったため、生徒は、牛が牛房内を自由に動き回ることができる状況下で作業していた。
- ・ 実習担当者は、「牛を繋がずに作業することは慣例として踏襲していた」と回答した。
- ・ 牛を繋いでいない理由及び牛房から出していない理由として、実習担当者は以下のように回答した。
  - 牛を繋ぐ方が牛房内に入る作業時間が長くなり、作業効率が下がるほか、牛のストレスも大きくなるため。
  - 牛はバークリーナーが稼働すると清掃の時間だと分かって、ある程度指示どおりに動き、これまで作業上の支障は無かったため。
- ・ 動物科学科では、少なくとも過去5年間に実習における安全対策について改善等を実施していない。
- ・ 当該校では除角は行われていなかった。
- ・ 除角について、実習担当者は「牛を移動させる際に、鼻と両方の角の3点で縄を結ぶ方が牛を制御しやすい」と回答した。
- ・ 全国の農業高校において、肉牛の除角を行っている学校は114校中72校（63%）、乳牛の除角を行っている学校は61校中60校（98%）であり、除角を実施している学校は多数に及んでいる。（令和4年1月青森県教育委員会調べ）
- ・ 当該校での実習時の服装として、実習服上下、長靴、滑り止め付き手袋を装着させていたが、ヘルメット、安全靴は装着していなかった。
- ・ 生徒アンケート調査では、牛の角に対する恐怖感を抱いていた生徒が複数いることを確認した。

## 【抽出した問題点及び本委員会の認識】

### ア 牛の飼養管理実習上の取扱いについて

牛が牛房内を動き回り運動することは、牛の良好な生育のため重要であることから、常に牛を繋いでおくことは適切ではないものの、学校には生徒の安全を十分に確保した上で教育活動を実施する責務がある。生徒が牛房内で実習を行う場面では、牛を繋いで自由に動き回らないようにするなどにより、牛が頭を低くした体勢で当該生徒の至近距離にいるという事故発生時のような状況を防ぐ必要があった。

また、全国の農業高校では、多くの学校が除角を実施していた。併せて、生徒アンケート調査では、牛の角に対する恐怖感を抱いていた生徒が複数いることを確認した。これらのことから、当該校においても除角する必要性があった可能性がある。(ただし、全国の農業高校では、乳牛と肉牛で除角を実施している割合が異なっており、飼養管理実習上の必要性や動物愛護の観点による除角の判断については別途考慮が必要である。)

しかし、動物科学科では慣例を踏襲する形で実習を行っており、少なくとも過去5年間に実習における安全対策について改善等を実施していなかったことから、牛の飼養管理実習に係る安全対策が不十分であった可能性が高い。

### イ ヘルメット・安全靴等の保護具の装着について

ヘルメット等の保護具の装着については、万が一、事故等が発生した際に負傷を防ぐ又は負傷の程度を軽減させるために必要なものであり、保護具が事故の発生自体を防止するものではない。しかし、体重 600 kg を超える動物を扱う際に、生徒の安全を確保するためには、ヘルメットや安全靴等の保護具の装着は有効な対策であり、動物科学科における安全対策は不十分であった。

## 課題2 実習に起因する事故の抑止（リスクマネジメント）

### ① 牛の管理上発生したリスクの共有（事故以前の威嚇情報の共有）

〔本委員会の調査〕

- ・ 実習担当者は、「全ての牛が威嚇行動をとる可能性がある」という認識だったため、威嚇行動の可能性については、全ての牛に共通した事柄として指導していた。
- ・ 令和3年10月頃から第6牛房の牛が威嚇行動をとるようになった。実習担当者は、「第6牛房の牛は、人が牛房内に入った際に威嚇行動を取ることがあり、他の牛よりもやや多い」という認識だった。このことは、動物科学科内で情報を共有していた。
- ・ 動物科学科では、「第6牛房の牛が威嚇行動を取る傾向にある」という事実を把握していながら、その情報を生徒に伝達していなかった。
- ・ 牛房での作業については、実習担当者があらかじめ牛の状態を確認した上で、牛房に入る直前に改めて生徒が牛の状態を確認し、作業の実施の可否について生徒自身が判断することとしていた。
- ・ 牛に興奮状態や威嚇行動が見られる場合には、牛房での作業を中止するように生徒に指示していた。
- ・ 牛房での作業の実施の可否を生徒に判断させていたことについて、実習担当者は、「将来、畜産業に携わるために必要な経験を積ませることが大切である」という認識だった。
- ・ 牛房内での作業時に牛の状態が急変した際の対応として、「作業中に威嚇行動があった場合には、牛を見ながら後ずさりして牛房から速やかに出る」ように指導していた。しかし、実際にそのような緊急時の対応訓練を行ったことは無かった。
- ・ 肉牛の管理記録簿は作成しているが、牛の健康状態や飼料について記録するものであり、牛の興奮状態などの実習の安全対策に関する内容を記載する欄は無かった。また、牛舎内にホワイトボード等を設置し、牛の情報を記載するなどの情報共有の取組も無かった。（課題3-①と共通）

#### 【抽出した問題点及び本委員会の認識】

##### ア 第6牛房の牛の威嚇行動に関する情報の扱いについて

動物科学科では、牛の興奮状態が、いつ、どのくらいの頻度で起きているか等、安全対策に繋がる情報の蓄積について、動物科学科内では口頭で共有していたものの、肉牛の管理記録簿は、単に牛を飼養するための情報に止まり、安全対策に関する記録はなかった。このことから、

事故発生の約2か月前から「第6牛房の牛が威嚇行動を取る傾向にある」という事実を把握していながら、安全に関わる牛の情報として生徒に伝達する必要性を認識していなかった可能性がある。

#### イ 興奮状態の牛への対策について

牛房での作業については、実習担当者があらかじめ牛の状態を確認した上で、牛房に入る直前に改めて生徒が牛の状態を確認し、作業の実施の可否について生徒自身が判断することとしていた。また、牛に興奮状態や威嚇行動が見られる場合には、牛房での作業を中止するように生徒に指示するとともに、牛房での作業時に牛の状態が急変した際には牛房から速やかに出るように指導していたが、実際に興奮状態に直面したときにどのように対応するのか確認するための訓練を行っていなかったことから、牛の突発的な興奮状態や威嚇行動への対策は不十分であった。

#### ② ヒヤリハット事例<sup>1</sup>等の情報収集等

〔本委員会の調査〕

- ・ 当該校では、生徒に怪我があれば保健室等を通じて管理職に報告する体制はあったが、集約した情報が具体的な安全対策に反映されていなかった。また、ヒヤリハット事例を当該校全体として積極的に収集する取組は認められなかった。
- ・ 動物科学科では、生徒に対して怪我をした場合には報告するよう指示していた。一方で、ヒヤリハット事例について報告するようには指導していなかった。
- ・ 動物科学科において実習後のミーティングが日常的に行われており、その内容は、生徒の評価と作業内容の確認のほか、生徒の怪我等の情報の共有も行っていった。しかし、ミーティングの記録は残していない。
- ・ 他県や過去の事故事例、ヒヤリハット事例に基づく安全対策の見直しは、過去5年間で動物科学科において実施されていない。
- ・ 生徒アンケート調査では、牛の飼養管理実習中に身の危険を感じた経験のある生徒が約7割いたにもかかわらず、その多くは、実習担当者に認知されていなかった。

---

<sup>1</sup> 怪我は無いものの大きな事故に繋がりがねない危険な事例のこと。

**【抽出した問題点及び本委員会の認識】**

ア ヒヤリハット事例等の情報収集及び未然防止の取組について

当該校では、生徒に怪我があれば保健室等を通じて管理職に報告する体制はあったが、集約した情報が具体的な安全対策に反映されていなかった。また、牛の飼養管理実習においては、ヒヤリハット事例の情報収集が行われていなかった。これらのことから、実習に係る危険を察知して安全対策に生かす意識が欠けていた可能性が高い。



**B 安全対策や安全教育が適切に実施されていたか**

**課題3 実習における教職員による取組**

**① マニュアルに基づく安全対策**

〔本委員会の調査〕

- ・ 動物科学科では、安全対策を含む牛の飼養管理マニュアルを作成していなかった。飼養管理の手順等については、動物科学科内では口頭で共通理解を図っていた。(課題6-②と共通)
- ・ 肉牛の管理記録簿は作成しているが、牛の健康状態や飼料について記録するものであり、牛の興奮状態などの実習の安全対策に関する内容を記載する欄は無かった。また、牛舎内にホワイトボード等を設置し、牛の情報を記載するなどの情報共有の取組も無かった。(課題2-①と共通)
- ・ 動物科学科において、安全教育を行う際にテキストや指導資料を使用しておらず、実習担当者がそれぞれの知見や過去の経験に基づいて指導していた。(課題4-①と共通)

**【抽出した問題点及び本委員会の認識】**

**ア 組織的な安全対策について**

動物科学科において、安全対策を含む牛の飼養管理マニュアルを作成せず、安全対策が実習担当者それぞれの知見や経験に委ねられていた状況であることから、安全対策にばらつきが生じていたと考えられ、農業実習における組織的な安全対策の徹底が不十分であった可能性が高い。

## 課題4 生徒に対する安全に関する指導

### ① 実習時の安全に関する指導内容

[本委員会の調査]

- ・ ヒアリングの結果を取りまとめると、牛の飼養管理実習における動物科学科での安全に関する主な指導内容は表4のとおりであった。

表4 牛の飼養管理実習における動物科学科での安全に関する主な指導内容

	指導内容
1	牛の状態を確認してから作業を行う。
2	興奮状態や威嚇行動が見られる牛がいる牛房には入らない。
3	作業中に威嚇行動がある場合は、作業を中断する。
4	作業中に威嚇行動があった場合の逃げ方として、牛を見ながら後ずさりして牛房から出る、背中を見せて逃げない、牛房内の対角線上に、なるべく牛を見ながら出口まで逃げる、等を指導している。
5	作業中は牛が外に出ないように牛房の扉を閉める。
6	実習時に使う道具で怪我をしないように、作業前に使い方の事前指導をする。
7	牛は繊細な動物であることから、次のような行動はとらないように実習前に指導していた。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 牛舎内では牛が驚くようなことをしない（大声、走る）。</li><li>・ 蹴られる可能性があるため、牛の後方に立ち止まらない。</li><li>・ 牛に触る時は声をかけて、自分がいる場所を牛に伝える。</li></ul>
8	牛を移動させる際、ロープを持つ手に巻きつけない。

- ・ 動物科学科において、安全教育を行う際にテキストや指導資料を使用しておらず、実習担当者がそれぞれの知見や過去の経験に基づいて指導していた。（課題3-①と共通）
- ・ 安全教育に関するテキストや指導資料を使用していないことについて、実習担当者は、「口頭での指導で、生徒に十分に指導内容を伝えることができたと認識している」と回答した。
- ・ 教室での「畜産」の授業でも、関連する一部単元において、実習と関連付けた安全教育を行っている。授業の進度については、動物科学科内で情報共有している。
- ・ 生徒アンケート調査では、実習担当者から教わった安全指導の内容についての回答に、一部ばらつきが見られた。

**【抽出した問題点及び本委員会の認識】**

**ア 指導内容の共通理解について**

安全教育に関するテキストや指導資料を使用せず、指導内容が実習担当者それぞれの知見や経験に委ねられている状況であることから、実習担当者によって指導内容に差異が生じていたと考えられ、生徒に対する安全指導が十分に浸透していなかった可能性がある。

C 教職員の指導体制及びガバナンス（校務分掌）が十分だったか

課題5 平時及び事故当日の実習の指導体制

① 教職員の指導の体制

〔本委員会の調査〕

肉牛の飼養管理実習における実習担当者4名の平時及び事故当日の役割等は表5のとおりである。

表5 肉牛の実習における各担当者の役割（平時・事故当日）

	職名	平時の役割（ガバナンス）	事故当日の役割等
職員 a	教諭	産業動物部門の主担当教諭 ・ 授業の総括 ・ 出欠確認 ・ 実習の指導 ・ 生徒の評価	都合により遅れて出勤（午前9時45分頃）した。事故発生時は職員室で牛の体重測定のための資料の準備をしていた。
職員 b	実習助手	農場部門の主任 ・ 教諭の補佐 ・ 実習の指導	職員 a の代わりに、実習開始時の点呼や実習内容の指示等を担当した。
職員 c	実習助手	農場部門の職員 ・ 教諭の補佐 ・ 実習の指導	平時と同じく、教諭の補佐・実習の指導を担当した。
職員 d	実習助手	農場部門の職員 ・ 教諭の補佐 ・ 実習の指導	出張のため終日不在だった。

◇平時について

- ・ 校長からは当時、実習時には教諭が必ず立ち会い、教諭による指導の下、実習助手と協力して実習を実施するよう、農場部会議等において複数回指示が出されていた。
- ・ 教諭には、実習の責任者としての職務が充てられているが、実際の実習の場面では、教諭と実習助手が実習場所で分かれるなど、役割分担をして生徒への指導を行っていた。
- ・ 課業期間中の実習においては、担当の教諭が不在となる場合は、必ず代替の教諭を配置して実習を行っていた。一方で、長期休業期間中の実習においては、担当の教諭が不在の際に、代替の教諭を配置せずに実習助手のみで実習を行うことが複数回あった。

- ・ 長期休業期間中の実習において、担当教諭が不在になる場面として、職員 a は「顧問をしている部活動の監督をしなければならないとき」を挙げた。
- ・ 冬季休業中の実習については、定例の職員会議の案件として動物科学科から報告されるべきであるが、令和 3 年 1 1 月及び 1 2 月の職員会議で報告されておらず、管理職は事故当日に実習が行われていたことを把握していなかった。教頭は事故当日、職員室で事故発生の第一報を受けた際に初めて実習を行っていたことを認識した。なお、夏季休業中の実習の実施については、7 月の職員会議で報告されていた。

#### ◇事故当日について

- ・ 事故当日、職員 a は、都合により午前 8 時 4 5 分の実習開始に遅れることとなった。職員 a は、午前 8 時頃に職員 b に携帯電話で遅れる旨を伝えたほか、牛の体重測定を実施するよう依頼し、自身は体重測定までには間に合うように行くことを伝えた。ただし、職員 a から教頭又は動物科学科主任へ遅れる旨の報告はなく、職員 b に直接伝えられたのみであり、代替の教諭は配置されなかった。
- ・ 職員 b は、自分が実習の運営を任されたものと認識し、自らも代替の教諭を要請せず、通常、職員 a が行っている実習開始時の点呼や生徒に対する実習内容等の指示を行った。

### 【抽出した問題点及び本委員会の認識】

#### ア 事故当日の指導体制の変更について

課業期間中の実習においては、担当の教諭が不在となる場合は、必ず代替の教諭を配置して実習を行っていたが、長期休業期間中の実習においては、他の業務との兼ね合いにより担当の教諭が不在の際に、実習助手のみで実習を行うことが複数回あった。

事故当日についても、実習の主担当である職員 a が都合により開始時刻に遅れることになったにもかかわらず、代替の教諭を配置しておらず、実習時には教諭が必ず立ち会うこととしていた校長の指示が徹底されていなかった。また、監督する実習担当者数が減ったことで、非常事態発生の抑止又は早期発見に影響を与えた可能性がある。

## ② 生徒の実習の体制

〔本委員会の調査〕

#### ◇平時について

- ・ 肉牛舎での実習は、生徒が 1 人で行う作業と 2 人で行う作業が混在し

ていた。

- ・ 職員 a の認識では、生徒が 1 人で行う作業の例として、餌の準備、もみ殻やおが屑の運搬等の個人でできる範囲の作業を、2 人で行う作業の例として、牛房内の清掃、ブラッシング、体重測定等の牛に対して行う作業を挙げている。
- ・ 職員 a の認識では、生徒が 2 人で作業を行う場合には、1 人が牛房内で作業し、もう 1 人は牛の動きを見張る役割を果たすものであった。
- ・ 職員 a は、「2 学年から行う牛房内での作業については、初期段階は 2 人で行うようにし、経験を積んで 1 人で牛房内での作業をすることができると実習担当者が判断した生徒から順に 1 人で作業するようにした」と回答した。
- ・ 1 人で作業することの判断は、実習担当者が生徒の作業の習熟度を評価して判断していたが、判断の基準について動物科学科内では明文化されておらず、特に話し合いもしていなかった。

◇事故当日について

- ・ 乳牛舎から移動した後、全体の集合や実習担当者からの注意事項の伝達などもないまま、各生徒がそれぞれに肉牛舎での作業を始めた。
- ・ 事故当日の実習では、生徒は各自牛房内で清掃を行い、牛の動きを見張る生徒はいなかった。

【抽出した問題点及び本委員会の認識】

ア 実習担当者の生徒の実習体制に関する理解について

職員 a の認識では、生徒が牛房内で清掃を行う場合には生徒 2 人で作業を行い、1 人が牛房内で作業し、もう 1 人は牛の動きを見張る役割を果たすものであったが、実習の正しい体制について、動物科学科内で共通理解されておらず、実習担当者によって生徒に対する指示内容が異なっており、安全対策の対応が徹底されていなかった。

## 課題6 当該校の組織的な危機管理体制

### ① 危機管理マニュアル<sup>2</sup>の理解

[本委員会の調査]

- ・ 当該校で作成した危機管理マニュアルについて、その内容の理解促進の場面としては、年度当初の職員会議が唯一の機会であった。
- ・ 当該校では、危機管理マニュアルを教職員各々が読むこととしていたのみで、全教職員で確認するなど、教職員の危機管理の意識を高める取組を行っていなかった。
- ・ 当該校の危機管理マニュアルには、危機管理の対処の仕方として、「最悪の事態を想定する」と記載されているが、動物を扱う実習中の危機を想定した事項は記載されていなかった。

【抽出した問題点及び本委員会の認識】

#### ア 危機管理マニュアルに基づく最悪の事態の想定について

危機管理の対処の仕方（危機管理の意識）については、本来、管理職が「最悪の事態の想定」といった重要な目標に対する取組の方針を明確に示し、全教職員が共通の認識を持てるような取組を検討すべきであるが、当該校では教職員間での共通理解を図っておらず、教職員の危機管理の意識が高まっていなかったことで、安全対策の見直し等に繋がらなかった可能性が高い。

### ② 管理職による農場部における安全に関する指導の徹底

[本委員会の調査]

- ・ 令和3年度初めの農場部会議において、農場部の重点目標のうち「安全教育の推進」については、教職員・生徒ともに共通認識を持ち、怪我や事故が無いように校長から指示していた。
- ・ 当該校の学校安全計画<sup>3</sup>の中には、農業について機具等の点検・整備に係る記載はあるものの、具体的な農業実習に関する安全指導の計画はなかった。
- ・ 管理職から、それぞれの分掌及び教科での安全対策に関するマニユア

---

<sup>2</sup> 児童生徒等の安全の確保を図るため、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領のこと。学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第29条第1項により、学校に策定が義務付けられている。

<sup>3</sup> 児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する安全に関する指導、職員の研修などの安全に関する事項に関する計画。学校保健安全法第27条により、学校に策定が義務付けられている。

- ル等の作成の指導は特に行っていない。
- 動物科学科では、安全対策を含む牛の飼養管理マニュアルを作成していなかった。飼養管理の手順等については、動物科学科内では口頭で共通理解を図っていた。(課題3-①と共通)

**【抽出した問題点及び本委員会の認識】**

ア 管理職による農場部における安全に関する指導の徹底について

年度初めに校長から農場部に対して安全教育に関する指示はあったものの、学校安全計画の中に農業実習に関する安全教育の具体的な記載が無いこと、農場部において安全対策に関するマニュアル等を作成していなかったことに対して、管理職から特に指導が行われていないことから、管理職による農場部に対する安全教育の確認や指導が不十分であった可能性がある。



#### 4 最終報告に向けて

これまで述べてきたように、本報告書は本件事故が発生した背景的要因を、学校及び農場部による危機管理対策というソフト面の評価を中心に明らかにした。ハード面も含めた、事故に関連した要因に関する検証は現在も継続中であるが、事故発生要因として重要と判断できる主な観点が、概ね整理されたと判断し中間報告に至った。

本委員会では、警察の捜査等による事実認定の後、本報告書によって整理された問題点に対し、新たな視点を加えた検証を行い、本件事故のような痛ましい事故が二度と繰り返されぬよう、再発防止策の提言に向け、引き続き調査と検証に尽力していく所存である。

末筆ながら、本件事故で重傷を負った生徒に対して、委員一同、心より御見舞い申し上げます。